

徳島大学理工学部学友会表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学理工学部優秀賞表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、理工学部学生で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人物が優秀な学生について行うものとする。なお、複数該当する場合においても、表彰は当該年度1人につき1回限りとする。

- (1) 学業成績が優秀な者
- (2) 英語によるコミュニケーション能力が高い者
- (3) その他理工学部優秀賞に値すると認められる者

(表彰者の決定)

第3条 表彰者の決定は、学生の所属する履修コース又は履修プログラムの長の推薦に基づき、理工学部学生委員会の議を経て学友会会長が行う。

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号の基準に基づいて行う。

- (1) 第2条第1号に規定する者の基準は、各学年における1年間通算のGPA(Grade Point Average)による成績評価が、上位概ね3%以内の者で別表に定める。
- (2) 第2条第2号に規定する者の基準は、当該年度TOEIC(財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が行う国際コミュニケーション英語能力テスト)における得点が700点以上の者(在学中に1回に限る。)ただし、TOEIC-IPのスコアは認めないものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、学友会会長が毎学年の初めに行う。ただし、この時点で理工学部 に在学しない者は、対象者から除外する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

2 この要項の改廃は、理工学部学生委員会及び学友会の議を経て行う。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年4月9日から適用する。